

# 英国における社会福祉サービス と教育に関するノート

本出祐之

## 1. はじめに用語について。

本稿でとりあげる問題領域は、現在英国で実施されている社会福祉サービスと職員の教育、研修の関連である。社会福祉サービスと云う用語は、社会福祉と云う用語に与える定義によって、指示される内容が変容するわけであるが、本稿で社会福祉サービスと云う用語を使用している時には、現在英国の社会福祉分野で多用されている Social Services (ソーシャル・サービス) 及び Personal Social Services (パーソナル・ソーシャル・サービス) のうち後者の訳語として用いている。

パーソナル・ソーシャル・サービスの日本語訳は未だ定訳といったものが固まっているない。現在の英国の社会福祉サービスに強い影響を与えたシーボーム・リポートは、逸早く国際社会福祉協議会日本国委員会で訳出されたが、そこでは「個人を対象としたソーシャル・サービス」となっている<sup>1)</sup>。全国社会福祉協議会在宅福祉サービス委員会の手になる「在宅福祉サービスの戦略」の中で使用されている「対人福祉サービス」という用語の「対人」は文意から Personal の日本語訳と解される<sup>2)</sup>。さらに、東京都のプロジェクトによって行われた国際比較研究の一環として、杉森創吉による「ロンドン・バラにおける福祉サービスの実施状況」として報告されている論稿では、Personal Social Services を片仮名書きして「パーソナル・ソーシャル・サービス」としているが、標題では「福祉サービス」となっている<sup>3)</sup>。

ソーシャル・サービスに対応した原語では、英国の文献に見られる用語は SOCIAL SERVICES と SOCIAL SERVICE で、前者は複数の独立した

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

SOCIAL SERVICE の集合名詞として使用されている例が多い。例へば、英國中央広報局（CENTRAL OFFICE OF INFORMATION）から出版されている広報誌の一つ“SOCIAL SERVICES IN BRITAIN”の目次の章別大項目の見出しひには、SOCIAL SECURITY（社会保障）、HEALTH SERVICES（医療保健サービス）、PERSONAL SOCIAL SERVICES（社会福祉サービス）、EDUCATION（教育）THE YOUTH SERVICE（青少年サービス）HOUSING（住宅政策あるいはハウジング）、EMPLOYMENT AND TRAINING SERVICES（雇傭及び転職訓練サービス）、LEGAL AID AND ADVICE（訴訟援助及び助言）、TREATMENT OF OFFENDERS（犯罪者処遇）等となっている<sup>4)</sup>。COSの後身である現在の家族福祉協会が毎年改訂出版している「GUIDE TO THE SOCIAL SERVICES」<sup>5)</sup>の1979年版では、PERSONAL SOCIAL SERVICES、THE NATIONAL HEALTH SERVICE、THE SYSTEM OF WELFARE BENEFITS AND PENSIONS、HOUSING SERVICES、EDUCATION 等の SOCIAL SERVICE を包括する集合名詞としてソーシャル・サービスを使用している。

SOCIAL SERVICE と複数形の SOCIAL SERVICES の日本語訳を使い分けている例として、中山伊知郎を議長とする社団法人「社会経済国民会議」が、大河内一男を委員長とする調査研究委員会に「福祉政策の総合的検討～総合的福祉政策の国民合意を求めて～」の結果を発表している<sup>6)</sup>。この報告中に使用されている用語は「経済協力開発機構」OECDの採用している社会政策に対応した政策概念を用いている。それによれば総合福祉政策を 6 つの領域でとらえそれと経済政策との関連を叙述している。6 つの政策領域として、①年金等の所得保障②医療③社会福祉④雇用と労働生活の質⑤教育・文化⑥住宅および環境の質があげられている<sup>7)</sup>。本調査研究報告では福祉政策、社会福祉なる用語に英語を使用していないが、社会政策の新しい用語法を指示しているから現在英國等で使用されている SOCIAL POLICY と同義のものと解せられる。福祉政策の内容をなす 6 つの領域は、アメリカ合衆国連邦政府の保健・教育・福祉省

### 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

の委託を受けてカーン等が行った SOCIAL SERVICES (ソーシャル・サービス) 国際比較研究報告書の中で、彼は生成発展途上にある第 6 番目の SOCIAL SERVICE ないし HUMAN SERVICE (ソーシャル・サービスまたはヒューマン・サービス) として、英國用語として "Personal Social Services" をあげ同内容の領域として、アメリカ合衆国の用語で第 6 番目の Human Service と対応させて比較している。カーンの研究は主として社会福祉サービスに焦点を絞って実施されているが、その対象領域は他の 5 つの領域、教育、所得の移轉、医療、保健、住宅政策、雇用—訓練に新たに加盟するシステムとして把えられている<sup>8)</sup>。

以上社会経済国民会議の調査報告書の福祉政策の 6 つの領域は、カーンや英國で常用されている SOCIAL SERVICES と同内容であるから、新たに生成しつつある第 6 のソーシャル・サービスとしての Personal Social Services は、「調査報告書」の社会福祉ないし社会福祉サービスの内容と対応した用語と考えられる。

以上を勘案して本稿では、英國におけるパーソナル・ソーシャル・サービスを社会福祉サービスとしても使用する。尚これらの用語は多分に各国の歴史的慣用語として、必ずしも理論的に彫琢された概念ということはできないが、現在の段階では用語の意味との関連で考察を進めざるを得ないであろう。

英國で社会福祉サービスないしパーソナル・ソーシャル・サービスという用語が、一般に用いられるようになったのは、シーボーム委員会に託された任務に用いられた用語からであろう<sup>9)</sup>。リポートのパラグラフ(1)では以下のように記されている。

1965年12月20日に任命された委員会の任務は「イングランド及びウェールズにおける地方自治体のパーソナル・ソーシャル・サービスの組織と諸任務を検討すること、さらに効果的な家族サービスを保障するために必要な改革について考察すること」となっている。

英國の現在の社会福祉サービスないしパーソナル・ソーシャル・サービシ

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

ズは、シーボーム・リポートによって勧告された改革案をうけて1970年に法律となった「地方自治体ソーシャル・サービス1970年法」に規定されているから、次にシーボーム・リポートの改革の趣旨と内容を概観することにする。

### 2. シーボーム・リポートの趣旨と改革案

シーボーム委員会が委託された社会福祉サービスの現状調査と改革の対象範囲は、イングランドとウェールズであって、必ずしも英国全体に亘るものではなかった。スコットランドでは、シーボーム委員会活動に先立って、既に1964年4月にキルブランドン卿 (Lord Kilbrandon) を議長とする委員会が、「スコットランドにおける児童・青少年に関するリポート」を作成出版しており<sup>10)</sup>、その勧告を受けて、1968年7月に「ソーシャル・ワーク（スコットランド）法」を通過させている。これらのリポート及び法律はイングランド及びウェールズを対象としたシーボーム・リポート、1970年ソーシャル・サービス法と略同様の趣旨内容のものであるから、地方自治体における社会福祉サービス全般に亘る再編に関しては、スコットランドの方が先行したわけである。

スコットランドの法律では、ソーシャル・サービス法でなく、ソーシャル・ワーク法となっているし第12條の見出しへは、地方自治体の General Social Welfare Services<sup>11)</sup> と云う用語が使用されている。

用語の詮索はともかくとして、シーボーム委員会が設置されるための強い動機となったものは、リポート第2章で述べているように内務省発行の白書「児童・家族および青少年犯罪者」の以下の文章の内容である。引用が長くなることをいとわず訳出してみる。

「青少年犯罪者に関する法及び実務を改正するための……諸提言は、家族の支持及び非行予防に關係のある諸種のサービス構造を改正することを強調している。政府はこれらのサービスは家族サービスとして組織すべきであると信ずる、が家族サービスの形式や範囲に関しては詳細な検討を要するであろう。以上に鑑みて政府は、地方自治体のパーソナル・ソーシャル・サービスの組織と任務について全般的に調査検討し、さらに効果的な家族サービスを可能に

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

するために必要な改革案を提出することを任務とする小委員会の設置を提案する<sup>12)</sup>。」

みられるように、シーボーム委員会設置を促した動機には、児童青少年の保護育成に関して従来家族やコミュニティーが果して来た機能が、十分に機能し得なくなつて來たという点が強く意識されている。家族の児童健全育成に果たす役割は、第2次大戦中及び戦後にかけて、児童、青少年に与える影響が大きいことについて精神衛生領域からも強く主張されていた。青少年の精神障害や非行の原因を、家庭の崩壊、更に家庭の崩壊を助長する社会環境に求める考え方が一般化し、コミュニティーに基盤をおいた家族の重要性の主張が、英國における施設ケアからコミュニティーケアへの移行として表現されて來た背景がある。この点人口の老令化を見通した日本の最近の一連の在宅福祉の運動とやや趣を異にするといってよい。

シーボーム委員会提案は、現在の社会福祉サービスとその関連分野との2年余に及ぶ実状調査にもとづいて、新しい功率的、効果的なサービス体系を創設することが狙いであるから、提案では次のようなレベルでの総合化が主張されている。

1、既存の関連の深い法律に従つて分散している機能の総合。これには中央政府レベルと地方自治体レベルの関連がある。内務省が管掌していた従来の児童法、児童青少年法にもとづく児童福祉事業のうち地方自治体が所掌する機能、1948年国家扶助法にもとづく、老人、身体障害者等の援助等の各種の福祉サービス、地方自治体では福祉部の機能、医療、公衆衛生、精神衛生法等に関連する、青少年サービス、ホームヘルパー制度、地方自治体では住宅部が実施していた保育事業と住宅供給に関連する社会福祉事業等が含まれている業務を統廃合して单一の包括的な部局を創設することが主張されている。

2、優先順位としては特に全般に亘るガイドラインは指示していないが、5才以下の児童と老人及び管轄区内の優先エリアに対する対策を強調してい

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

る。

3, 新しいサービスを効果的に実施するに当っての地区 (area) で働くフィールド職員、入所施設職員を含む社会福祉部の職員の研修<sup>13)</sup>

以上3つのレベル特に1及び3に関連して本稿では地方自治体レベルで社会福祉部の機構と、新しい包括サービスに関する法律と職員の教育・研修について説明することにしたい。

シーボーム改革は、主としてコミュニティーに根ざした個人及び家族の強化が狙いであるけれども、実際には多種多様に分散対応している多様なサービスの包括的サービスの体系化であるから、統廃合をめぐる各種団体の利害得失を伴う改革であったことが想像される。これらの政治的決定過程のダイナミックスも興味ある問題領域ではあるが、本稿ではホールの「福祉の改編 パーソナル・ソーシャル・サービス改編における政治過程」に詳説されていることを指摘するに止めたい。

次にシーボーム・レポートを受けた1970年ソーシャル・サービス法による社会福祉部の平均的な機構と機能について概説しておこう。

### 3, 地方自治体社会福祉部の構造と機能

英国の地方自治体では、議会と行政が独立していない。地方議会 (Local Council) は原則としてパートタイム無給のカウンシラー (Councilor) によって構成され、主要な領域を分掌する専門委員会が執行に当る。尤も実際上の行政事務はフルタイム有給の地方公務員 (Local Government Officers) が所掌業務を行うわけであるが、責任を負うのは委員会である。パーソナル・ソーシャル・サービスに限って云えば、地方のカウンシルは1970年法に依って規定された専門のソーシャル・サービス委員会を設置しなければならない。更に1970年法は委員会の責任を遂行する行政組織と、専任のディレクターを任命することを規定している。

1970年法で規定された地方自治体社会福祉部 (S S D) は、既存の各部局に

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

分散されていた業務を包括的に吸収したわけであるが、非常に広範囲かつ多種多様なサービスに責任を負う大規模組織に発展したわけである。ソーシャル・サービス便覧の要約によると<sup>15)</sup>,

- (1) 中央政府レベルでは内務省、地方レベルでは児童部から移管された業務、主なる法律は、諸種の児童法、児童及び青少年法、養子法、保育施設及びチャイルド・マインダーズに関する法律（1948年）に規定されている児童ケア<sup>16)</sup>。
- (2) 1948年国民扶助法に規定されている老令者及び心身障害者に対する住居提供に関するサービス。
- (3) 老令者、心身障害者、慢性疾患者、精神障害に罹患している人々に対する福祉サービス。
- (4) 福祉サービスを提供している民間団体に責任の一部を移管する権限の行使。

以上の要約でも察せられる通り、地方自治体社会福祉部の実施責任は法律に規定された措要業務が広般かつ多種多様である。パーソナル・ソーシャル・サービスはこれらを包括する用語であって、実際のサービス内容、年令段階、サービスを必要とする問題、サービス形態、公私の別等に応じて極めて多様であるが、サービス供給、諸権利や給付の利用の援助、カウンセリングおよびガイダンスに際して個別化、ないし主体的に利用できるように助けるといった性質の意味を包含し、知恵のある実務家の裁量に依存し、しばしば援助に際して関係を意識的に使用することが含まれる程のサービスである。尚パーソナル・ソーシャル・サービスの国際比較研究において米国のカーン等があげている主なるサービスは以下のものである。

- 1、養子縁組、里親養護、養護に欠ける児童に対する各種の施設、各種の保護施設を含む児童福祉
- 2、各種家族サービスとカウンセリング

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

- 3, 老令者のためのコミュニティー・サービス
- 4, 老令者の介護、介助サービス
- 5, ホームメーカーとホームヘルプ
- 6, コミュニティー、センター
- 7, デイ・ケア
- 8, 児童、心身障害者、老令者、一般家族に対する休暇キャンプ
- 9, 広報及びレフェラルの諸施策
- 10, 食堂給食及び食事配達
- 11, 心身障害者及び不利益集団に対するセルフヘルプ及び相互扶助を援助する活動
- 12, 青少年カウンセリング
- 13, 青少年矯正保護施設
- 15, 児童及び成人の各種特殊施設<sup>17)</sup>

カーン等は以上あげた諸サービスに多少とも含まれる課業として以下のものを列記している。

  - 1, 社会化と発達に寄与すること。即ち（特定の集団に限らず）普通、一般の人々の日常生活と発達のためのサポートを提供する。他の非市場的サービスと共同するが固有の施策の提供
  - 2, (6つのソーシャル・サービス分野すべて) に亘って、ソーシャル・セクターにおけるサービスと利用法についての広報とアクセスを容易にする活動。
  - 3, 虚弱老令者、心身障害者、精神薄弱者、軽度心身障害のある者 (incapacitated) がコミュニティーの中で生活するために不可欠な最低限の社会的ケアと援助または代替的な居住施設を保障すること。
  - 4, 親としての役割を十分に果し得ない両親を持つ児童のために、里親または養護施設、あるいは養子縁組をお膳立てすること。
  - 5, 個人や家族が、問題、危機、病理に直面して機能的能力を回復し、困難を克服する助けとなる援助、カウンセリング、ガイダンスを提供すること。

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

6, 相互扶助, 自助活動及びコミュニティー生活の諸問題の克服, 諸種の政策や施策及びサービス計画改革のためのアドボケイション, 予防を目的とする種々の活動を支援する活動。

7, 個人や家族に影響を与える諸種の施策やサービスの最大効果のためのコオディネーション（協調）を容易にする統合機能

8, 自傷他害の虞れのある逸脱者, 危険な状態にある個人に対して, 扶助, ガイダンス, 成長または改変のために必要なケアや機会を提供し, 不十分な場合は抑制もしくは監督指導すること<sup>18)</sup>。

以上 8 項目に亘って説明されているパーソナル・ソーシャル・サービスの課題業務は, 英国の地方自治体では, 社会福祉部の包括サービスの内容でもある。

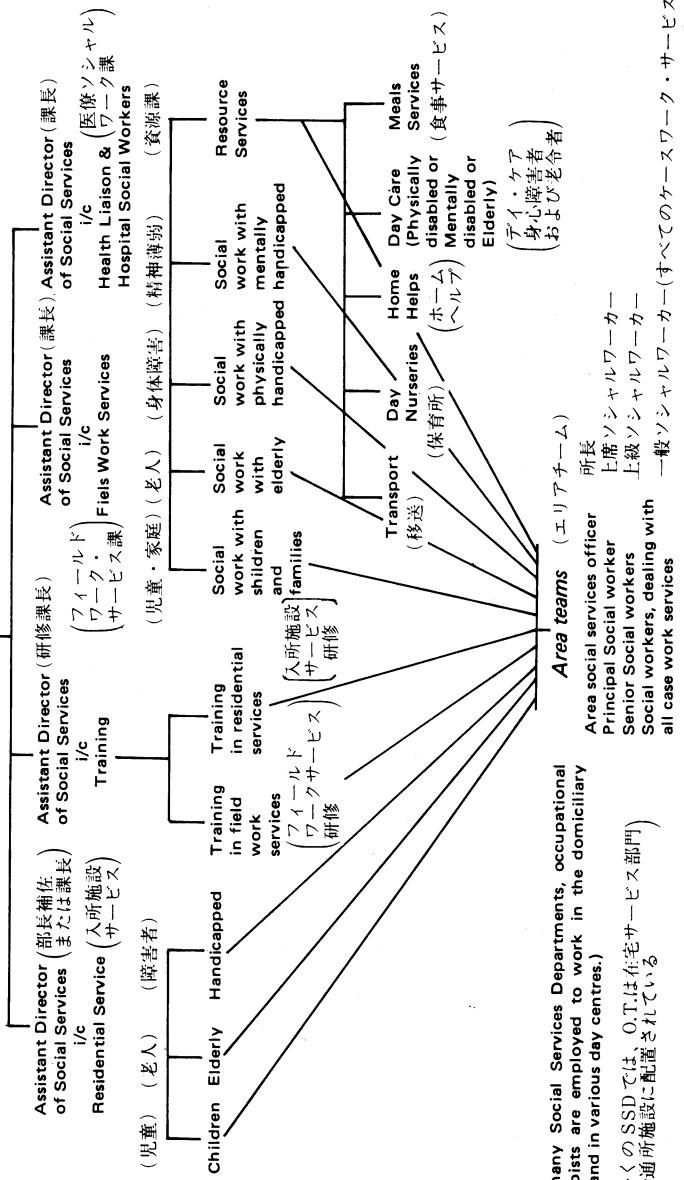
英国の社会福祉部を管轄する行政区は, 人口集中地区であるメトロポリタン・カウンティでは, カウンティの下位機構であるディストリクトが, ノン・メトロポリタン・カウンティの場合はカウンティ・カウンシルが主体である。グレイターロンドンの場合は大ロンドン内の各バラ及びロンドン市の議会が設置主体となっている<sup>19)</sup>。各カウンシルの設置する機構図をディヴィスの「地域医療サービス及びソーシャル・サービス」第 3 版から引用すると次頁の図の様になる<sup>20)</sup>。

次に地方自治体社会福祉部の広範多岐に亘る業務に配置される職員についてふれておかなければならない。管轄区域の個人及び家族に対して, コミニティーに根ざしたサービスを総合的, 斉合的に供給することを狙いとするといつても, 莫大な量と多様な質をこなすためには, 多数の職員をしかも多様に必要とするし, 適材適所配置と, サービスの持続的発展を保証する為には, 職員の合理的補充, 資質向上の為の教育研修が不可欠である。職員の資質についても, 現在の職員の種類, 必要とされる知識, 態度, 技能についても, シーボーム委員会の勧告は重要な影響を与えている。リポート第17章ではソーシャル・ワークの専門分化(Specialisation)の問題を検討した上で, 9 つの提案をしている。煩をいとわず訳出しておく<sup>21)</sup>。

## Typical Social Services Department (典型的な社会福利部の機構)

Director of Social Services (社会福祉部長)

**Deputy Director of Social Services** (副部長)



— 418 —

英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

- (1) 雇用に際してスペシャリゼイション（専門分化）を重視する現行のパターンは根本的に変更しなければならない\*。（509）  
(\*括弧内の数字はパラグラフの番号)
- (2) 原則として、また可能な限り、社会的ケアを必要としている一家族または個人は、一人のソーシャル・ワーカーが担当すべきである。（516）
- (3) 一家族または個人の必要に、他のソーシャル・ワーカーを参加させるかどうかについての決定は、スーパーバイザ及びクライエントとの相談の上で主責任を負う担当ワーカーが決定すべきであって、単に管理構造上の必要と理由からだけで決定してはならない。（519）
- (4) 新しく資格認定されたソーシャル・ワーカーは最初は狭い範囲の業務を分掌すべきであるが、出来るかぎり早くより広い範囲の責任を分担することが望ましい。（521）
- (5) 現在の若干の独立部局に分散している大部分のワーカーは、適切な現任研修の機会が与えられれば、現在実施しているものよりも相当広い範囲の業務を担当することが可能であろう。（522）
- (6) ソーシャル・ワーカーは、相当長期間に亘って、学校、ヘルスセンター、裁判所、病院等の施設に配置すべきである、但し社会福祉部に所属することは勿論である。
- (7) 専門分化（Specialisation）は、基盤となるフィールド・レベルの上に必要となろう。過渡期においては、現在の専門性を基礎とすることになろう。サービスの発展につれて、各種の専門分化は、別種の群として発展し、新しいタイプの専門分化が生成するものと思われる。（524）
- (8) 本庁及びエリア・チーム・レベル双方に、入所施設に関する諸問題及びコミュニティに対するソーシャル・ワークに関する問題について援助する特殊任務を担当する職員が必要である。この種の任務の準備には高い優先性を与えなければならない。アドミニストレーション及び研修領域にも専門分化が必要となろう。（524）

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

(9) 社会福祉部の職制には、何らかのスーパービジョン及びコンサルタント業務を担当することが望ましいので、相当量の管理責任の分担がなくとも、給料及び地位の昇任昇格を高技能水準の実務家に保障するための一連の職階制を設置すべきである。(526)

1970年ソーシャル・サービス法及び、1972年成立、1974年4月実施の地方自治体改正では、英國のうち、イングランド及びウェールズ、スコットランドでは1968年スコットランド・ソーシャル・ワーク法において実施の段階に入っている。但し社会福祉部職員のフィールドワーク部門の職員の40パーセント、入所施設職員の僅か6パーセントが何らかの専門資格を有しているに過ぎないと言われた段階において、有資格のジェネリック・ソーシャル・ワーカーを何年がかりで必要数だけ教育研修してシーボーム委員会の理念を現実のものとするかは大問題であったであろうと思われる<sup>21)</sup>。数少ない有資格のソーシャル・ワーカーの効率的な配置の為には、多様な業務の中で、有資格のソーシャル・ワーカーの業務とそれ程高い資質を有しなくとも実施出来る種類の業務を区分する職務分担が必要とされる。英國ソーシャル・ワーカー協会では早く、会員中から専門委員会を組織して検討を進めた上で専門研究委員会報告を世に問うている<sup>22)</sup>。これらの問題は、教育、研修に法的責任を有する Central Council of Education and Training in Social Work の勢力的な活動と共に興味深い問題領域であるが、別稿に譲ることとして、本稿では主として、C C E T S Wの機構と機能の概要及び数多い専門委員会の研究報告のうち、社会福祉部のフィールド・ワーカーを中心としてみたジェネリック・ソーシャル・ワーカーの教育内容を概観することにしたい。

### 4. 中央社会福祉教育、研修協議会 (CENTRAL COUNCIL OF EDUCATION AND TRAINING IN SOCIAL WORK—C C E T S W)

C C E T S Wの創設についても、シーボー・リポートの勧告、1970年ソーシャル・サービス法がその内容、及び法的根拠に大きな影響を与えていたから、

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

先づそれらの関連する問題を勧告から引用してみよう。

リポートの第18章は、教育・研修についての現状と委員会の考え方を論じた上で、章末に若干の提言を行っている<sup>23)</sup>。

教育及び研修に関する一般問題、ソーシャル・ワークの教育・研修、入所施設職員の教育・研修、ホーム・ヘルプ・オーガナイザー、ボランティアの教育・研修、現任研修、提案された新機構への移行措置等の項目について26箇條からなる詳細な提案が行われている。勧告の第2項でパーソナル・ソーシャル・サービスを実施する職員の研修の促進に責任を持つ単一の中央機関の設置を主張し、新設の諮問審議会には、常設の研修委員会を設けること、それにはプロペーション及びアフター・ケアの研修も含ませることが主張されている。

委員会の勧告している教育・研修のための単一の中央諮問審議会は、実際では教育、研修を主務とする中央教育、研修協議会が、1971年4月発足の社会福祉部の新しい任務に対する早急の研修上の必要から、1971年に発足し、勧告で述べられているパーソナル・ソーシャル・サービス全般に亘る保健社会保障省の諮問機関としては Personal Social Services Council が1974年に遅れて設置されているから、勧告の第2項は2つの機関に分立した形になっている。もっとも C C E T S W 設置の法的根拠は、1962年の Health Visiting and Social Work (Training) Act, 1962 (訪問保健及びソーシャル・ワーク研修法, 1962年) に規定されているから<sup>24)</sup>、名称及び機能上変更された部分以外は新たに立法化の手順を準備する必要がなかったともいえよう。

中央教育・研修協議会は、シーボーム委員会の理念を受けて、従来分散的に実施されていた各種の資格制度を、包括サービスを提供し得るワーカーの養成に統合する意図のもとに、既存の研修団体、The Central training Council for Child Care (児童福祉職員研修協議会), Advisory Council for Probation and After-Care (保護観察諮問審議会), Council for Training in Social Work (ソーシャル・ワーク研修協議会) を統合し、1971年1月1日に設置、他に Institute of Medical Social Workers (医療ソーシャル・ワーカー研修協会)

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

Association of Psychiatric Social Workers (精神科ソーシャル・ワーカー協会) の機能を吸収している<sup>25)</sup>。

中央教育・研修協議会の構成は、法定の各分野からの代表委員60名から成り、委員長は枢密院 (The Privy Council) によって任命される。委員のうち11名は関連の大臣、長官によって任命される。1974～1977年3月迄の協議会の構成は、次表の通り雇用団体から12名、教育機関から12名、専門団体21名、委員長を含めて総員60名からなり、通常協議会内部の二つの諮問委員会及び数専門委員会からの報告ないし提案を年3回の定例会議で協議決定する。

二つの諮問委員会は Board of studies (研究委員会) 及び計画委員会である。研究諮問委員会は社会サービス研究及び資格に関する委員会、専門教職課程及び資格に関する委員会、免許取得後教育に関する委員会、教育開発委員会から定期的に報告を受ける。はじめから3つの委員会は、資格コース設置の審査、認可及び、資格認定の権限を協議会から付託されている。計画諮問委員会は、学生募集及び広報委員会、資料蒐集に関する委員会を設置している。その他調査研究委員会、財務及び庶務委員会、諮問団体等が協議会の機能を遂行するために設置されている<sup>26)</sup>。

多岐にわたる協議会の運営を、実質的に執行しているのは何といっても専任の職員である。PRISCILLA YOUNG を長とし副部長3名、Registrar 1名を含むスタッフ58名、本部において財務、総務、登録、広報、新聞及び出版物を担当する各課長を含めて63名を中心とし、その他書記的業務を担当する職員を含めて約100名のスタッフが業務執行に当っている。中央教育、研修協議会は法定の協議体であるが、中央官庁からは一応独立の団体である。しかし莫大な予算に関してはD H S S (保健社会保障省)、関係中央官庁、地方自治体が分担している<sup>27)</sup>。

中央教育研修協議の職員配置は、SOCIAL WORK ADVISER (社会福祉教育専門官)を中心スタッフとし、協議会の管轄区域を全体を総括する本部、及び5地区に配分されている。5地区というのは、数名のアドバイサーからな

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

C C E T S Wの委員構成

	指名団体	委員定数
雇用者団体	カウンティ議会連合会 メトロポリタン・カウンティ連合会 スコットランド地方自治体連合会 中央保護観察協議会	5 4 2 1
小計		12
教育団体	単科大学・継続及び高等教育大学 ソーシャル・ワーク教育教員協会 ポリテクニイク学校長会 総合大学副理事長・学長会 全国大学研究奨学金協議会 総合大学、社会、公行政連絡協議会 地方自治体職員研修委員会 全国継続教育教員協会 国立ソーシャルワーク研究所	1 3 1 2 1 1 1 1 1
小計		12
専門団体	社会福祉部長会議 スコットランド社会福祉部長会 英国ソーシャル・ワーカー協会 英国医師会 保護観察部長会 コンサルタント連合委員会 教育福祉関連 全国保護観察官協会 入所施設協会 地域医療協会 社会福祉サービス協議会	2 1 8 1 1 1 1 2 2 1 1
小計		21
大臣指命委員 その他の		11 3
総計		59

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

るチーム編成で、エデインバラ（スコットランド及び北アイルランド、副所長を長とする5名）、ブリストル（ウェールズ及び南西部、6名）、ラグビー（ミッドランド北部）ロンドン（ロンドン及び南東部10名）各地に配置され、担当地区に関する機能を分担している<sup>28)</sup>。

英国の中央教育・研修協議会は、他国に類例を見ない極めてユニークな構成と機能を果す団体であり、詳細な研究は別稿に譲らねばないが、最後に次稿で取上げる予定のソーシャルワーク教育・研修に関する標準及び教育内容に関連して発表されている重要題目をあげておきたい。

1, Residential Work is a Part of Social Work (施設処遇はソーシャル・ワークの重要な部分である。) PAPER 3, 1973

2, Social Work Curriculum Study Legal Studies in Social Work Education (社会福祉教育におけるカリキュラム 関連法研究) PAPER 4, 1974

3, Social Work People with Handicaps need better Trained Workers (心身障害に関する教育), PAPER 5, 1974

4, The Teaching of Community Work (コミュニティ・ワークに関する教育) PAPER 8, 1975

5, A new form of training, The Certificate in Social Service (ソーシャル・サービスにおける新形式の資格制度C S Sの研修) PAPER 9:1, 1975

6, Education and Training for Social Work (ソーシャル・ワークの為の教育と研修) PAPER 10, 1975<sup>29)</sup>

7, Students Units in Social Work Education (ソーシャル・ワーク教育における実習施設), PAPER 11, 1975

8, Day Services, An Action Plan for Training (通所施設サービス研修案) PAPER12, 1975

9, Values in Social Work, (ソーシャル・ワークにおける価値の問題), PAPER 13, 1976

英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

10, Guidelines for Courses leading to the Certificate of Qualification in Social Work C Q S W(ソーシャル・ワーク資格免許コースに必要な指針)  
PAPER 15: 1 , 1977

11, LEARNING TO BE A PROBATION OFFICER (保護観察官に必要な資格要件) PAPER 18, 1978

以上は中央教育・研修協議会発行の報告書のうち、われわれにとって重要なと考えられるものを列挙したわけであるが、その他にも興味深い討議記録が発行されている。協議会全体が社会福祉サービス再編成及びその発展にとって重要な鍵を握る職員の教育・研修の指導的役割を果すものとして登場している以上、その成果は教育・研修の実際を担当する教育機関と実習を担当する機関、施設の職員と共に詳細に亘って検討されなければならないが、紙幅の関係で、すべて次稿以降に記すことにしたい。

註)

- 1) 国際社会福祉協議会日本国委員会訳  
「シーポーム委員会報告書」-地方行政体とそれに関連する個人を対象としたソーシャル・サービスに関する委員会、1970年。この訳本は、原著はF.SeeBohm を委員長とする "Committee on Local Authority And ALLIED PERSONAL SOCIAL SERVICES" によって作成されたリポートを、1968年7月、当時の関係各省庁大臣の連名で議会に提出されたリポートである。標題では PERSONAL SOCIAL SERVICES となっている。
- 2) 全国社会福祉協議会「在宅福祉サービスの戦略」、全国社会福祉協議会 1979年
- 3) 杉森創吉「ロンドン・バラにおける福祉サービスの実施状況」、「月刊福祉」第60巻第12号、1977
- 4) CENTRAL OFFICE OF INFORMATION, "SOCIAL SERVICES IN BRITAIN," H M S O, 1976
- 5) FAMILY WELFARE ASSOCIATION, "GUIDE TO THE SOCIAL SERVICES" 67 th,edition, THE FAMILY WELFARE ASSOCIATION LTD LONDON 1979
- 6) 中山伊知郎、「福祉政策の総合的検討～総合的福祉政策の国民合意を求めて～」、社団法人、社会経済国民会議、昭和53年
- 7) 中山伊知郎、同書、10頁
- 8) Alfred J. Kahn, Sheila B. Kammerman, "SOCIAL SERVICES IN INTERNATIONAL

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

PERSPECTIVE,—Cross-National studies of Social Service Systems, U.S, Department of Health, Education, and Welfare, Social and Rehabilitation Service Office of Planning, Research and Evaluation, 1976 p 1～2, 比較研究の対象国は西ドイツ, フランス, イスラエル, ポーランド, 英国, ユーゴスラビア, アメリカ合衆国であり, 各国の単独の報告書も出されている。

- 9) COMMITTEE ON LOCAL AUTHORITY AND ALLIED PERSONAL SOCIAL SERVICES, CHAIRED by FREDERIC SEEBOHM, "Report of THE COMMITTEE on Local Authority and Allied personal Services," HMSO 1968, reprint 1972, p.11
- 10) The Honourable Lord KILBRANDON , "Children and Young persons SCOTLAND REPORT BY THE COMMITTEE APPOINTED BY THE SECRETARY OF STATE FOR SCOTLAND". HMSO EDINBURGH 1964 尚キルブランドン委員会は1961年5月29日に設置されている。リポートの目的から見て, 分散した社会福サービスを児童青少年を中心に再編する動きは1960年既に英国内で発足していたと考えることができる。スコットランドは非行青少年のプロペーション及びアフターケアもソーシャルワークに統合している。イングランドでは未だ内務省が直轄している。尤も, イングランド及びウェールズの面積及び人口数から, イングランドに関する勧告・法律が英国全体に及ぼす影響が大きいことは勿論のことであろう。
- 11) General Social Welfare Services (ジェネラル・ソーシャル・ウェルフェア・サービス) と云う用語は1968年スコットランド, ソーシャル, ワーク法第2部に「地方自治体による社会福祉 (Social Welfare) の推進」第12条に地方自治体の General Social Welfare Services 條項がある。
- 12) Seebohm Report, op. cit., p. 17  
シーボーム・リポートは, 国際社会福祉協議会日本国委員会によって「シーボーム委員会報告書」として1970年に訳出されているが, 勧告の基礎となる詳細な調査報告が記されている補遺が省略されているのが惜しまれる。
- 13) シーボーム・リポートの構成は, 第1部で勧告案, 諮問の背景と諮問事項, 手順, 地方自治体のパーソナル・ソーシャル・サービスの発展と現在の構造, 第2部では改革の必要性とるべき形態なる項目の下に, 組織改革の検討, 再編成の諸類型, 単一の社会福祉部(A SOCIAL SERVICE Department)について説明し第3部では, 包括サービスによるニーズへの対応として, 児童と母子, 老令者, 身体障害者, 精神薄弱児者及び精神疾患のある人, 衛生部所管のサービスにつき詳細な検討と改革理由の説明を行っており, 第4部効果的サービスのための基盤として, 住宅対策, 預防, 調査研究, コミュニティを, 第5部では, スペシャリゼイションと研修としてソーシャルワーク内の専門分化の問題を取り扱い, 第8章では教育研修について詳論している。最後の第4部では提案の社会福祉部SSDの構造, 機能の説明, 委員会勧告の実施時期, 段階, 最後に他のサービス体系に与える意味として補

## 英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

促給付委員会、病院医療ソーシャル・ワーク・医師とソーシャルサービス、精神医療サービス、保護観察との関連を論じている。以上をふまえて最後の議論をしめくくっている。

- 14) Phoebe Hall, "Reforming the Welfare, The Politics of Change in the Personal Social Services," HEINEMAN, LONDON 1976,

立法に強い影響力を有する各種の委員会、報告の最後決定の背後で作用する各種団体の勢力関係の記述といった文献は、我が国の社会福祉関係に余り類書がない程のものである。

- 15) FAMILY WELFARE ASSOCIATION "GUIDE TO THE SOCIAL SERVICES" 1979  
67th edition" MACDONALD AND EVANS, ESTOVER 1979

- 16) 児童に関する地方自治体の業務については、右田紀久恵「英国児童福祉サービスの発展と現状の素描」、大阪社会事短期大学発行「社会問題研究」第20巻1, 2, 3号、児童局の職員については「英国における社会福祉事業従事者ー(その1)児童福祉ワーカー(child care officer)、「英国における地方自治体行財政と児童福祉サービス」第21巻、3, 4号に詳細に亘って紹介されているが、1970年ソーシャル・サービス法以後の改編は取扱っていない。しかし児童部時代の多くの業務が関係法と共に継承されているから、新しい関連法現に従って修正している児童局担当のサービスとは、正常な家庭生活が不可能な児童の保護養育、親権行使の受託、Fit personの決定・少年裁判所との共同、里親及び施設委託、下宿の開拓と指導・住込就職児童に対する監督指導・寄宿学校・寮・乳児院などの提供と民間活動との共同、一時保護所、養子縁組、非行少年に対するAfter-careのための訪問および世話、1963年児童青少年法にもとづく予防活動、精神障害児の保護、少年観護所、教護院、以上である。児童局からの移管業務が福祉部に大きな負担を持込んだことにもなっている。

- 17) Alfred J. Kahn, Sheila B. Kammerman op. cit., pp. 3~4

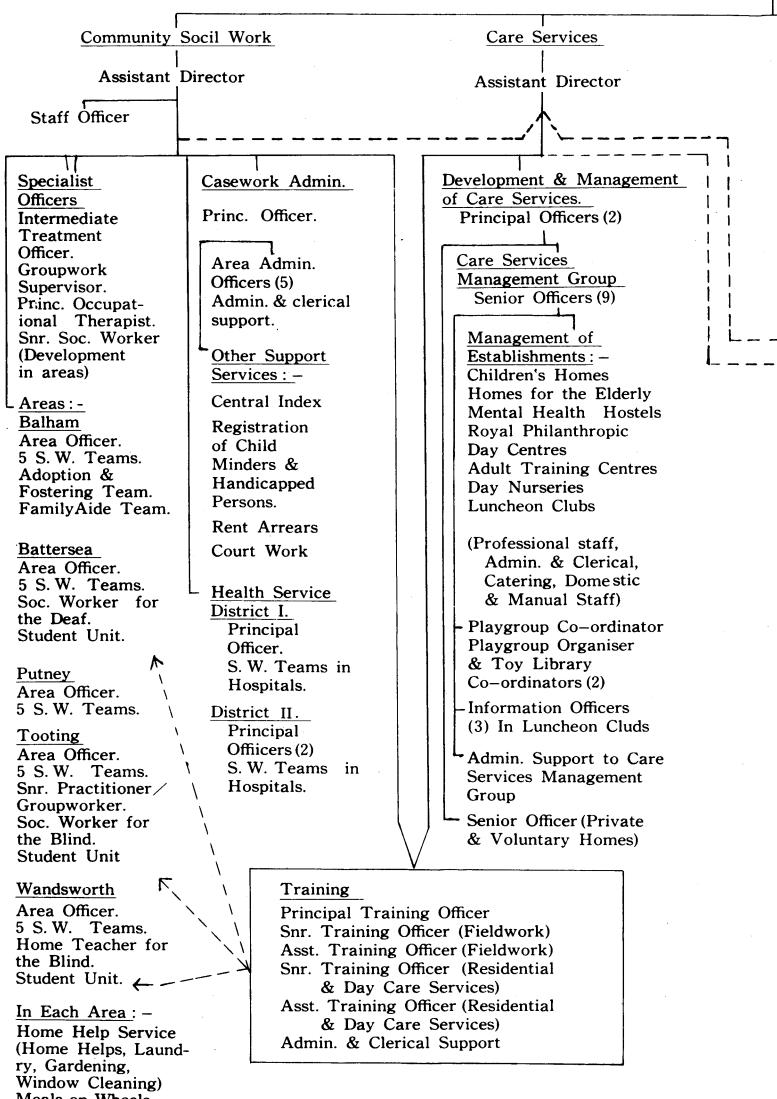
- 18) ibid, p.5

- 19) イングランド及びウェールズの地方行政区画は大ロンドンを除いてカウンティと下位機構ディスクリトの二層構造の下に行政権限を配分している。Britain 1979, An Official Handbook. H.M.S.O. によれば1972年地方自治体法、1974年4月1日より実施のカウンティの数は53、グレイター、ロンドンを加えると54、ディストリクトの数は369グレーター・ロンドン内のバラは32、ロンドン市を加えると33のバラがディストリクトの機能を果している。従って6つの人口集中地区のメトロポリタンカウンティ(グレーター・マンチェスター、マーセイサイド、南ヨークシャー、タイン・アンド・ウェア、西ミッドランド、西ヨークシャー内の各メトロポリタン・ディスクリト<sup>34)</sup>、グレイター・ロンドン内の各バラ及びロンドン市は<sup>35</sup>、ノンメトロポリタン・カウンティー<sup>36)</sup>と同格の社会福祉委員会の下に社会福祉部を設置する権限を有するわけである。

社会福祉部の行政機構は、地区に依って多少の名称の相違はあるが、概ね以下のような機構で運営されているようである。

英国における社会福祉サービスと教育に関するノート  
 LONDON BOROUGH OF WANDSWORTH

DIRECTOR OF



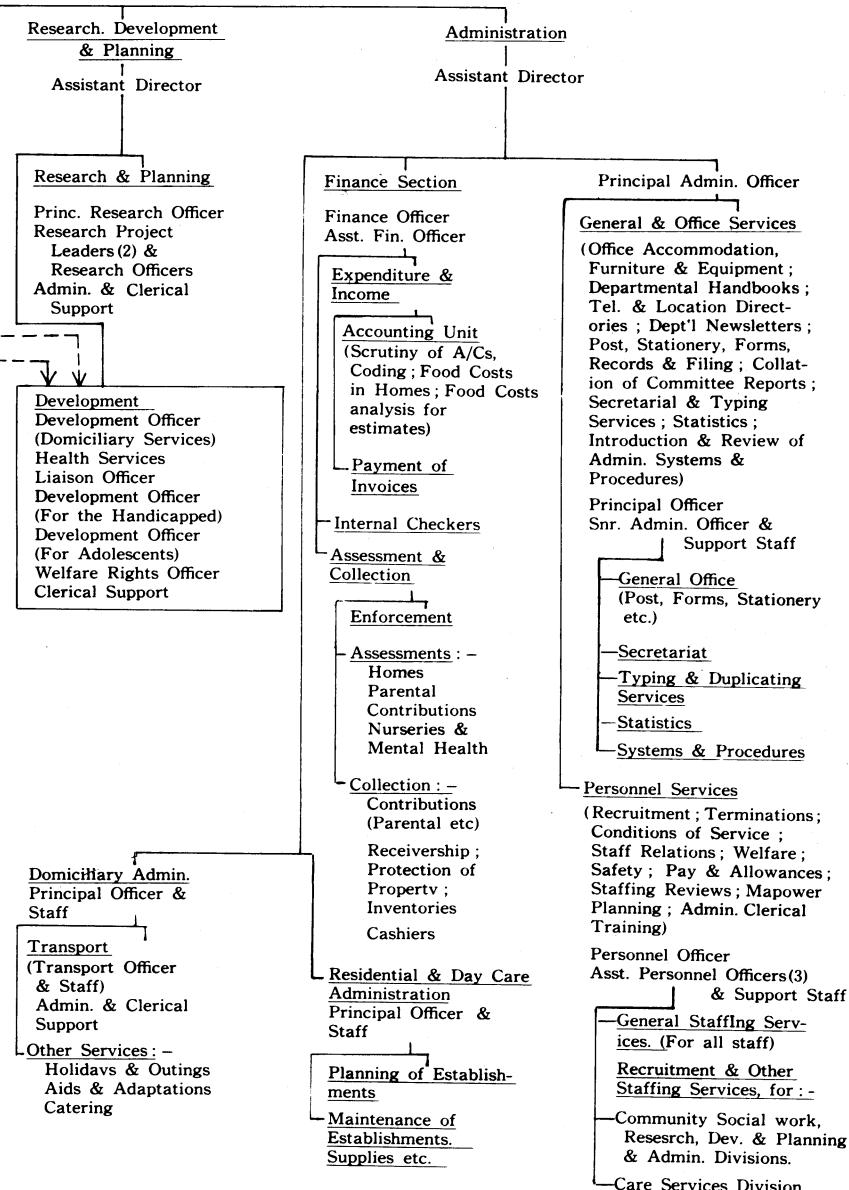
September/1975

SS. 109

英国における社会福祉サービスと教育に関するノート

SOCIAL SERVICES

SOCIAL SERVICES DEPARTMENT



英国における社会福祉サービスと教育に関するノート。

(カウンティ・カウンシル)  
(ディストリック・カウンシル) —社会福祉委員会—ディレクター 3人ないし 4人からなるアシスタント・ディレクター、アシスタントディレクターは通常(1)フィールド・ワーク・サービス・計画、予算、人事、庶務、調査、訓練等を所掌する総務等、4ないし 5課を所掌する。フィールドワーク・サービスは管轄区別の人口割に数エリアに区分し、エリアの支所長(エリア・オフィサー)の下に、プリンシパル・ソーシャル・ワーカーを長とする数名の地区担当のシニア・ソーシャルワーカーを班長とする4、5名のソーシャルワーカーからなるチームを配置している。尚参考までにロンドンのワンズワース・バラの社会福祉部の機構図をあげておく。(428~429頁))

- 20) BRIAN MEREDITH DAVIES "COMMUNITY HEALTH AND SOCIAL SERVICES" 3rd ed, HODDER AND STUGHTON, LONDON, 1977, p.147 DAVIES はリバプール市社会福祉部長職にある、リバプール大学公衆衛生担当の講師も兼務したことがある。現在は臨床小児科の講師を兼務している~
- 21) Seebohm Report op cit, p. 163
- 22) A British Association of Social Workers Working Party, "THE SOCIAL WORK TASK", British Association of Social Workers, Birmingham, 1977,  
本リポートは大阪市立大学白沢政和外大学院博士課程学生数人の手によって既に訳出が完了している。
- 23) Seebohm Report op cit, p. 178
- 24) 保健婦及びソーシャル・ワーカーの研修に関する諸事項を同時に規定したHealth Visiting and Social Work (Training) Act, 1962では、両者に関する協議会の設置、その機能、費用、関連大臣、地方自治体との関係、等を規定、Schedulesに、協議会の構成、諮問委員会の機能を規定している。
- 25) Eric Sainsbury, "The Personal Social Services," Pitman, London 1977, p. 193
- 26) 中央教育・研修協議会(CCETSW) "Social Work The Central Council for Education and Training in Social Work" CCETSW LEAFLET 3 2nd ed, 1977 CCETSW の認定事項は、全英国で効力を発るので、イングランドを除く各國は、ウェールズ諮問委員会、北アイルランド諮問委員会を設置して、計画諮問委員会を通じてまたは直接協議会に対して機能的に関連する。
- 27) ibid, p. 75
- 28) CCETSW, "REPORT THREE 1974-77 pp.53~55 以上の配置数は1977年9月30日時点での数である。
- 29) 「ソーシャル・ワークのための教育・研修」は、CCETSWの考えるジェネリック・ソーシャル・ワークの内容を示唆する点で極めて重要な文献である。